

第3回 北見市行財政改革推進委員会 会議録

開催日：平成18年12月4日(月)

開催場所：教育委員会 会議室(損保ジャパン6階)

開 会：午後2時00分

閉 会：午後3時57分

委員会次第

1. 開会
 2. 委員長あいさつ
 3. 協議事項
 - (1) 北見市行財政改革大綱(素案)策定について
 - ・配布資料の説明
 - ・北見市行財政改革大綱(素案)策定に向けての意見交換
 4. その他
 - (1) 第4回北見市行財政改革推進委員会の日程について
 - (2) その他
- 資料
- 資料1 行財政改革に対する各委員発言要旨
- 資料2 北見市行財政改革大綱想定目次
- 資料3 行財政改革の基本目標及び推進項目の体系(案)
- 資料4 北見市行財政改革推進委員会名簿
- 別冊資料
- 北見市行財政改革推進委員会資料
-

出席者委員（13名）

鞘師守委員長、永田正記副委員長、稲村幸宏委員、上杉泰治委員、宇草良美委員、
葛西恭博委員、佐伯政勝委員、関本篤司委員、高橋篤哉委員、橘和子委員、
永田たか子委員、畠山誠委員、村本慧乃委員

欠席者委員（2名）

今村一喜委員、古川壽委員

事務局

南川副市長、五十嵐企画財政部次長、伊藤行政評価・行財政改革主幹、宮川行政評価・
行財政改革担当係長

会議経過

1. 開会

五十嵐企画財政部次長 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまから、第3回行財政改革推進委員会を開催いたします。

会議に入る前に、日本赤十字北海道看護大学事務局長の上杉委員に自己紹介をいただきまして、会議に入りたいと存じます。

【上杉泰治委員自己紹介】

五十嵐企画財政部次長 これからは、鞆師委員長に議事の進行をお任せしたいと存じます。

よろしくをお願いします。

2. 委員長あいさつ

鞆師委員長 それでは、これから会議に入りますが、北見信用金庫の今村委員と社会福祉協議会の古川委員が欠席されております。2名の欠席となっておりますが、出席者が定足数を超過しており会議が成立しておりますので、早速、会議に入りたいと思います。

最近また新聞記事などで、市営競馬組合の解散に伴う清算、市職員の給与削減など北見市の厳しい財政状況が伝わっております。

このことは、行政改革だけではなく財政改革でもあるということが、今回の大綱策定の大きな目的であろうかと思えます。

前回は申し上げましたが、慢性的に収支

不足が続いているようですので、そこを根本的に直していかなければなりません。

一つは、行財政運営を効率的に行わなければならない。入ってくる金額に見合った行財政運営もありますけれども、一方で、入ってくる収入の方を大きくするような、そんな取り組みができる行政、少し夢のある方向を出していきたいと思えます。それも、市の中だけ見ているのではなく、他の自治体などと比較しながら大綱を作りたいと考えております。

3. 協議事項

(1) 北見市行財政改革大綱(素案)策定について

鞆師委員長 それでは、次第の3番目、協議事項に入ります。

資料の(1)北見市行財政改革大綱(素案)策定についてですが、事務局から資料の提出を受けておりますので、説明を受け、それから協議に入りたいと思えます。

事務局より、提出資料の説明をお願いします。

事務局 それでは、北見市行財政改革推進委員会資料に基づいてご説明いたします。

資料1として財政状況関係を1ページから3ページまで、資料2として財政健全化計画を4ページから16ページまで、資料3のその他として、行政・財政用語の解説を17ページ以降に載せております。

それでは、資料の1ページから説明いたします。

前回の委員会で委員の皆様から、財政数値の関係で全国レベルの類似団体ではなく、北海道の都市と比較したいとのご指摘を受

けておりましたので、今回、道内都市の主な公共施設の状況と各種財政指標及び数値を取りまとめております。

1ページには、道内各都市部の人口及び主な公共施設の整備状況を載せております。

次に、2ページの各種財政指標及び数値についてご説明いたします。

はじめに経常収支比率についてですが、経常収支比率とは、財政構造の弾力性（ゆとり）を判断するための指標です。この数値が低いほど財政の弾力性があり、高くなるにつれて硬直性が増します。また、100を超えると一般財源でまかなえない状況になっていることが分かります。北見市は、94.4と硬直化が進んでいる状況です。

次に、財政力指数ですが、これについては、基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値の過去3年の平均値のことで、地方公共団体の財政の力を表す指標です。この数値は、高くなるほど自主財源でまかなっている率が高いということになりますが、北見市では0.44と半分以下になっております。

次に、実質収支比率は、収支のバランスの関係がありますが、基本的には、決算の状況で収入が歳出を上回っている状況を表す数値です。

次に、公債費負担比率の関係でございますけれども、公債費に割り当てられた一般財源の額が一般財源総額に占める割合で表すもので、一般的には、財政運営上15パーセントが警戒ライン、20パーセントが危険ラインとされています。北見市においては、21.9パーセントと大変厳しい状況にあります。

次に、公債費比率でございますけれども、

基本的には、実質公債費比率という項目がございます。平成18年度以降これによって起債許可が決まっております。この分については、現行北見市の実質公債費比率は18.2でございます。18パーセント未満では、起債許可ではなく起債同意団体ということで、ある程度枠が緩んだ中で地方債の借り入れができる状況です。また、18パーセントから25パーセントの枠に入るものについては、起債許可団体ということで、公債費負担適正化計画を立てた中で地方債の借り入れができることとなります。25パーセントから35パーセントの間については、一般単独事業債や一般公債の起債許可が制限されるということになります。35パーセントを超えますと、色々な起債について制限が加えられるという状況になります。

次に、起債制限比率につきましては、地方税、普通交付税のように用途が特定されていない歳入を毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費に充当されるものの占める割合ということになりますけれども、平成17年度までは、起債制限比率に基づいて地方債の借り入れの許可がされておりました。20パーセントを超えますと、先程申し上げたような制限が加えられるということになりますけれども、今年から実質公債費比率によって地方債の借り入れが決まるというような状況になっております。

この表を見ていただくと、どこの市についても大変厳しい状況が続いていることが分かると思います。

次に、税徴収率の計の欄でございますが、過年度分も含めた徴収率を表しております。北見市については、90.7パーセントと

低い徴収率となっておりますが、これは旧端野町が大口の滞納を持って合併しましたので、それに伴った徴収率の低下がここに表れております。

次に、地方債償還等に係る地方交付税の措置状況を資料3ページに載せております。

公債費については、単純に単位費用に額を載せております。災害復旧費から災害復興等債利子支払費まで載せておりますが、基本的には単位費用ということで表の下に鍵括弧で書いてあります、「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし」ということで、基本的なルールに基づいた額が単位費用として算入されております。

標準団体としては、人口100,000人、面積160平方キロメートル、世帯数37,000世帯、道路の延長500キロメートルが、ほぼ標準の団体の数値となっており、これに基づきまして単位費用が積算されております。平均しますと、50パーセント程度が交付税の基準財政収入額に算入されていると考えていただければよろしいかと思えます。

補足説明ですが、公債費というのは、市の借金のことでございます。

借金につきましては、お金がなければ銀行から借りられるということではございません。必ず道を経由して、国にこういう事業を行うためにお金を借りていいか協議をし、国から許可が出てからはじめてここでお金を借りることができます。

お金の種類につきましては、政府のお金

ですとか銀行から借りのお金ですとか色々種類があります。そのお金を借りたもののうち、事業ごとに借金の名称が決まっておりますが、例えば災害復旧費につきましては、1,000円当たり950円の国からの措置があることになっておりますが、市の収入が多ければ少し下がった金額が措置されることになっております。

したがって、この表に記載されている金額そのものが交付税として措置されているわけではございません。

表の下から3番目の合併特例債については、1市3町の合併に伴う建設事業費について国から許可を得て借金できますが、これについては70パーセントが国から措置されることになっております。

鞆師委員長 借りられる条件等の説明がありましたが、ご質問ございますか。

なければ次の資料の説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料4ページのご説明をいたします。

北見市財政健全化計画についてですが、現在、北見市では財政状況が大変厳しい状況にあることから、北見市財政健全化推進本部を立ち上げまして、この計画に向けた取り組みを実施しているところでございます。中間的な内容ではありますが、ある程度取りまとめができましたので、策定に向けた現時点での取り組み状況を載せております。

資料5ページには、財政健全化へ向けた3か年の取り組みについてということで、まず1として、財政健全化計画策定の背景を載せております。

この中で、下段に書いております、「こうした状況のもとで、新しい北見市の最初の本格予算となる平成18年度当初予算においては、北海道市町村職員退職手当組合清算金、市営ガスの民営化に係る清算金など合併や民営化に伴う一時的・臨時的な財政負担なども含め、約33億円に上る収支不足が生じ、財政調整基金からの繰入、各種基金の長期運用などにより、収支のバランスを確保したところであります。」ということで、平成18年度については、当初33億円ぐらいの収支不足が発生しております。

基本的には、予算については収支をゼロにして出さなければなりませんので、それを補うためにどうしたかという基金からの繰入、要するに貯金を取り崩して充てるのが一つ、それから、現行の基金から一時借入れをして予算に充てるという手法に基づいて33億円を解消して、予算を成立させた状況でございます。

この収支不足については、平成19年度以降も予想され、財政健全化の取り組みを行わなければ、北見市の財政は破綻状況になるということを背景として載せております。

2の策定に向けた現時点での取り組み状況ということで、資料6ページに「この危機的な状況を自主的に立て直すため、平成18年8月北見市財政健全化推進本部を設置し、本庁・総合支所を問わず、全庁一丸となって市財政の健全化への取り組みを進めることといたしました。」と記載しておりますけれども、取り組みの体制として資料7ページに組織図を載せております。

事務事業見直し部会については、議会の常任委員会別に4つの部会を設置、また、

右側には、専門的な内容を見直す部会として、5つの専門部会を設置し、見直しに取り組む組織体制を作ったところでございます。

この部会で取り組む事項ですが、資料6ページの点線で囲っております、財政健全化計画の主要項目ということでの人員費の見直しからの基金の利活用まで12の主要項目を掲げております。

資料7ページには、3として収支見通しと収支改善目標額を平成19年度から平成21年度まで各年度別に載せております。

9ページと10ページには、この収支見通しと収支改善目標額の試算表と収支見通しを試算するに当たっての前提条件を歳入、歳出、特殊要因に分類し載せております。

また、9ページの下段には、今後、想定される事業ではありますが、今回の収支見通しの試算には含めなかった事業を載せております。

次に、収支不足を今後どのように解消するのかを、資料11ページから現時点での具体的な取り組み状況として載せております。

主要項目1の人員費の見直しにつきましては、現在検討中の主な対象項目として、給与構造改革を含めた給与制度の見直し、特殊勤務手当をはじめとした手当の見直し、組織のスリム化を目指した定員管理の徹底ということで定員適正化計画を現在策定しているところでございます。

次に、主要項目2の事務事業の重点配分ですが、現在、実施計画事業の取りまとめを行っておりまして、その中で、政策的な事務事業経費の見直しを行っている最中でございます。

次に、主要項目3の事務事業の見直しは、国・道の法令等に定めのある事務事業を除き、初期の目標を達成した事務事業あるいは事業効果が少ない事務事業等の廃止・縮小、目的が類似する事務事業の統廃合、地域間格差のある事務事業の整理など、全ての事務事業について、事務事業評価を通じ、経費の削減、見直しを行うものとしております。現在検討中の主な取り組み項目として、点線の中に事務事業名を記載しております。

次に、主要項目4の委託料の見直し及びアウトソーシングの推進ですが、委託料の見直しにつきましては、業務委託経費等の統一、諸経費や事務費基準の見直しなど、委託料の諸経費率の見直しや旧市町での委託経費の積算内容が若干相違しておりましたので、現在、統一を図り見直しを進めているところです。

アウトソーシングの推進につきましては、民営化や指定管理者制度を予定する施設、また、今後民間委託を検討しなければならないような事務事業について、見直しを行っております。

次に、主要項目5の負担金・補助金の見直しにつきましては、旧北見市において平成15年度に実施した見直し項目を4つの基本視点として挙げております。また、基本視点に更なる考え方を加えまして、全負担金・補助金について、やむを得ない経費を除き概ね10パーセントの削減を目標に見直しを行っているところでございます。

次に、主要項目6の特別会計・事務組合等の負担の見直し、それから主要項目7の公共施設の見直し、主要項目8の第三セクターの見直し、主要項目10の使用料・手

数料の見直し、主要項目11の市有財産の売却及び貸付の推進、主要項目12の基金の利活用のここまでの見直しを進めている最中でございます。

その結果、中間的ではございますが、資料16ページに現時点で想定される収支改善目標額を載せております。各部会での見直し効果額と平成18年度一般財源ベースで15億円程ありました実施計画計上事業費の約10パーセントの削減額を合わせましても収支改善目標額にとどかず、平成19年では9億8千万円、平成20年度では5億5千万円、平成21年では1億8千万円がまだ不足している状況でございます。

この不足額については、基金の利活用に求めざるを得ない状況にありますが、現在、この額を縮小するため、全庁一丸となってさらなる見直しを行っている最中でございます。

以上でございます。

鞘師委員長 今、事務局から説明のありました財政健全化計画につきまして、ご質問ございますか。

葛西委員 資料9ページの現時点における収支見通しの表についてですが、収入の中に臨時財政対策債や地方債の借金が含まれていて、支出の中に公債費や積立金が含まれている。

その結果、平成19年度では、19億円の不足となっておりますが、借金と貯金を引いた姿を見たら、大雑把に計算してみると通常分でマイナス1億円、それから特殊要因分の地域振興基金造成に係る市債分の10億円が収入、それから地域振興基金の

積立の10億円が支出、この分を除くと特殊要因分がマイナス14億円、差引マイナス15億円、それから不用分2億円を見るとマイナス13億円というような計算になります。

この計算を平成20年度、平成21年度も行ってみると、平成20年度は、特殊要因分を入れるとプラス7億円、平成21年度では、プラス9億円となります。

このような形で表現していただいたほうが理解しやすいと思います。キャッシュフローでは分かりませんが、実際、北見市が32億円も赤字があるとは私たちは見ないので、収支見通しで試算した不足額を目標額に設定するのは理解できない。

事務局 収支見通しの通常分の中にある公債費については、いわゆる借金払いのことです。

ここで表しているのは、あくまでも、税金や交付税を基に出すわけですが、その払い戻し分を歳出で表しております。

積立金というのは、現在基金を運用しており、その基金を運用しているものに対して返済しているわけですが、議会の同意を得て資金繰りしているわけですが、返済については、一種の借金払いと同じですが、元利を含めた金額を積立金としております。それと、市民の皆様から基金に寄附をいただいておりますので、寄附をいただいた分を加えて積立金として記載しております。

次に、地方債については、歳出の欄にあります投資的経費に充てられる、国や道からの補助金以外の市が負担すべきものに対する借金のことで、返済計画を持ちながら

一般財源の負担を軽くし事業を推進するものです。

平成19年度では50億円程度と見ておりますが、借金払いのほうは、90億円ということで、後年度負担は40億円減っている状況です。

それでは、実質収支はどうかというと、先程委員が言われましたとおり黒字のように見えますが、実際のお金の動きを見ますとこのような状況になります。

葛西委員 この表は、収入、支出、資金繰りが複雑に合わさっていて、一般的な考え方からいうと違うのではないかと思います。

やはり、収支と資金繰りを分けて表現していただいたほうが理解しやすいと思うのですが。

事務局 基金からお金を借りて、それを返す行為を資金繰りという押さえ方にしますと表に出ないので、予算化することによって表現しております。

葛西委員 収支と資金繰りを分けて表現するだけでよろしいのですが。

事務局 極端に言いますと、基金から借りているお金は貯金ですから返さなくてもいいのかもしれませんが。そのような考え方であれば、ここまで健全化しなくても良いということになります。

葛西委員 目的の基金ですから、返さなければならないのは分かっています。ただ、借りているものを返して、また、借りると

いう行為を収入や支出と表現すると、おかしな数字を見せていると思います。

北見市の実態が見えてこないのが、純借金がこのままいったらどのような状態になるのか知りたいのですが。

事務局 葛西委員がおっしゃる意味は分かりますが、いったん年度で区切って、借りているお金は償還計画がありますから、何年間でなくなるかはその時点で分かります。しかし、翌年度には新たに借り入れが起きて、その分がまた付加されます。

このような繰り返しになりますので、全体の償還額は財政健全化の意味からいくと減らしていかなければなりません。当然、インフラ整備というのは、後の世代も使うことになり、ある程度平準化した中で行っておりますので、いくらなくなるかという判断はどのようにしたら良いのか難しいところです。

葛西委員 なくすための目標ということではなく、新たな借金や借金払いが収入支出で起きていて、基金に造成するのが支出で、基金から借りてくるのが収入ということになると、どうもおかしい感じがしますが。

永田委員 関連しておりますが、私たちにしたら単純に、今、北見市は33億円近いお金が不足しているので住民サービスも低下し負担も求めますというような計画に思えます。しかし、これは一般会計だけです。

心配しているのは、特別会計ですとか第三セクターですとか行政に関連していると

ころの収入や基金、また、借金やその借金に対する利息がどのくらいあるのか。このことについても知りたいところです。

もう一つは、資料9ページの下にあります、競馬組合ですとか庁舎の問題もそうですし、ちほく高原鉄道に返済しなければならぬ基金などがこれから色々発生してきますが、この33億円の不足額にまたさらに特殊要因分が加算されると考えたら、とても不安に感じております。

このことを明確に説明していただきたいと思います。

事務局 特別会計、企業会計については、次回の委員会で資料を提出いたします。

第三セクターにつきましては、株式会社、その他公社を含め6つあります。

内訳は、旧北見市が1つ、旧端野町が1つ、旧常呂町が3つ、旧留辺蘂町が1つとなっており、平成17年度決算では赤字の会社はございません。

資料14ページにありますとおり、現在、解散又は民営の中で行ってもらおう方向で検討している最中でございます。また、指定管理者制度などの請負だけを行っている会社については、なるべく清算の方向で検討しております。

特別会計につきましては、一般会計に対する影響として、収支見通しで言いますと、その他の経費の工の繰出金がありますが、これが特別会計に対し税金分として持つルールがございます。

平成19年では、37億円程度を計上しております。

鞆師委員長 出て行くお金と結果とし

て借りられるお金も含めて用意できるお金との差については、ご理解いただけたいと思います。

ただ、財政健全化の目標値にする数値をいくらにするのかという答えにはなってないと思います。

橋委員 先程、葛西委員がおっしゃっていたように、分かりやすい資料を提供していただかないと、議論に入っていけないと思います。

事務局 資料については、検討してできるだけ分かりやすいものを提示いたします。

鞘師委員長 細かい内容までの議論をする場ではなく、大きな方向を出す場なので、その方向が分かるような資料で結構ですということをおっしゃっていますので、できるだけ分かりやすい資料をお願いします。

高橋委員 例えば、知りたいようなことがあるのであったら、そういったものをわれわれも持ち寄って提案することも必要ではないかと思います。

鞘師委員長 それでは、皆さんからアイデアもいただきながら、もう少し分かりやすい数字の出し方を調整していきましょう。

次に、前回お約束したように、行財政改革のいくつかの視点を皆様に出していただきましたけれども、事務局に整理していただき今回の資料に載せております。

この中から、的を絞って一つか二つ話題

を決めて議論するというお約束しておりましたが、皆様に出していただいた意見の中で、合併に関する意見がたくさんありました。

このことについては、再度説明を受け議論していきたいと思いますが、本日は、議論するだけの時間が取れませんので、次回以降に行いたいと思います。

続きまして、資料の2と3の北見市行財政改革大綱の想定目次や体系について、事務局から説明をいただきます。

事務局 今回、作成いたしました目次と体系については、皆様からご意見をお聞きしていない中での作成となりましたので、国の指針に基づいて想定目次という形で6ページに載せております。

1のはじめにと2の大綱策定の背景については、策定方針にも記載しておりますので省略いたします。

3の行財政改革の基本目標は、指針の中の大項目にあたる5つの項目を記載しております。国の指針では、8項目の主要事項がございますが、地方議会につきましては、議会の専権事項となっておりますので、この場での議論はしないこととし、残り7項目を相談した上で5項目にまとめ設定しております。

次に、4の行財政改革の推進項目には、それぞれの基本目標に基づいた推進項目を記載しております。

これらをまとめたものが、8ページに行財政改革の基本目標及び推進項目の体系として載せております。

最後に5の改革の進め方と推進体制ですが、この項目についても策定方針に記載し

ております。

以上、大枠での目次設定をさせていただきました。

鞘師委員長 まだ、私たちのまちの置かれている状況やこの議論の中身を盛り込んでいませんので、今の段階では、国の指針で大きく網羅されたものを基に作るという構成になるということをご理解ください。

次にお願いですが、今の説明の中で、全体で8項目あったものを5項目にまとめたということで説明がありましたが、再度内容等を確認してください。

もう一つは、ご自身が問題視され発言されたものを盛り込むとしたらどこなのか。後でチェックすることになりますので、そういう目で目次の構成や体系を見てください。この2つをお願いいたします。

次回以降については、ここで議論されたものを随時追加してもらい、内容等について議論していきたいと思っております。

何かご質問、ご意見ございませんか。

高橋委員 今、5つの推進項目に分類されましたので、それぞれ分科会を設置して議論してはどうかと思っております。

鞘師委員長 分科会については、コントロールするのが大変難しいような気がしますので、全体会議で詰められるようであればこのままでいきたいと思っております。

結論は、次回に出したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

永田副委員長 財政健全化推進本部と

いうのは、行政内部の組織だと思いますが、どのような議論がされているのか。

また、行財政改革推進委員会との関わりについてご説明願います。

事務局 財政健全化推進本部は、行政内部の組織です。平成19年度以降の収支見通しが大変厳しい状況にありますので、収支不足を解消し収支バランスをとることが財政の原則でありますので、このような組織を設置し、全事務事業を対象に見直しを行うこととなっております。

行政改革というのは、その上の部分で全体を網羅した行政の運営そのものを議論していただくところでございます。

当然、お金が掛かることも減らすことも両方議論の対象になるかと思っておりますが、健全化については、収支不足を解消することが目的とされております。

この健全化計画が策定されれば、計画に基づいて健全化の取り組みが始まりますが、それを超えた行財政改革の方向性が出た場合については、財政健全化で議論を行う状況になると考えております。

鞘師委員長 委員会資料に戻りますが、資料の3ページから5ページに皆さんが発言していただいたものが整理されておりますので、次回、追加や修正を行いたいと思っております。

4. その他

鞘師委員長 第4回の委員会の日程ですが、12月の25日の週はいかがでしょうか。

よろしければ、12月25日午後2時か

ら開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議事はこれで終了しましたので、行財政改革推進委員会を終了いたします。
